

社会福祉法人草加市社会福祉事業団行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内の、育児に関連する休暇の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・対象となる職員における取得率を50%以上
女性職員・・・育児休業取得率100%を維持する。

<対策>

- 令和4年度 制度に関する資料の作成。施設長及び職員への周知。
～令和6年度 対象となる職員が子の看護休暇、育児休業が取得しやすい環境を整える。
オンラインを活用した制度説明会の開催等、職員が制度の情報を得やすい環境を整える。

目標2：仕事と家庭の両立のため、年次有給休暇や夏季休暇の取得をさらに促進できる
よう環境を整える。

<対策>

- 令和4年度 年次有給休暇の取得率が低い施設については、人員配置（相互援助による配置を含む）の見直し等により取得率の促進を検討。
～令和6年度 職員体制を整えるためインターンシップ導入等を含めた職員採用方法を検討。

目標3：職員の健康に配慮し、長期にわたって、安心して明るく働き続けられる環境
を整備する。

<対策>

- 令和4年度 病気休職期間を最長3年までに延長。
- 令和4年度 産業医の選任と従業員の健康相談等の実施を検討。
～令和6年度 相談窓口（オンラインによる相談窓口含む）の設置を検討。